

令和5年度 個別避難計画の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)



1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。なお、作成には本人の同意が必要です。

2 取組の背景

近年の風水害における全体の死者のうち、令和元年度台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%が65歳以上の高齢者でした。また、障害のある方についても、被害にあった事例が多くありました。

これを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

3 主なポイント

・ケアマネジャー、計画相談員等(以下「福祉専門職等」という。)の協力による計画策定が推奨されています。

・優先度(洪水浸水想定区域等、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態など)の高いと判断する者について、地域の実情を踏まえながら、法改正(令和3年5月)からおおむね5年程度で作成に取り組むこととされています。

(避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針より)

4 令和5年度の取組

これまで横浜市では、地域の皆様とともに災害時要援護者支援に取り組んでまいりました。昨今、大規模な風水害の発生頻度が上がっており、これまで地震対策として検討されてきたことに加え、風水害への対策も必要となっております。市内でも、河川や地形を踏まえ、そこに暮らす特に避難をする際に支援を必要とする方をどのように支援していくか検討していく必要があります、昨年度は一部地区でモデル事業を実施しました。

以上を踏まえ、本市では風水害を想定して個別避難計画の作成を進めてまいります。

(1) 個別避難計画の作成方法

洪水浸水想定区域等に居住する災害時要援護者のうち、要介護度等の身体状況などから抽出し、福祉専門職等の協力により、状況確認と作成の働きかけを平行して行います。

詳細は次頁のフロー図をご確認ください。

(2) 実施地区

鶴見区、南区、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区

※ 実施地区は令和5年度の取組内容を踏まえ、段階的に拡大していきます。

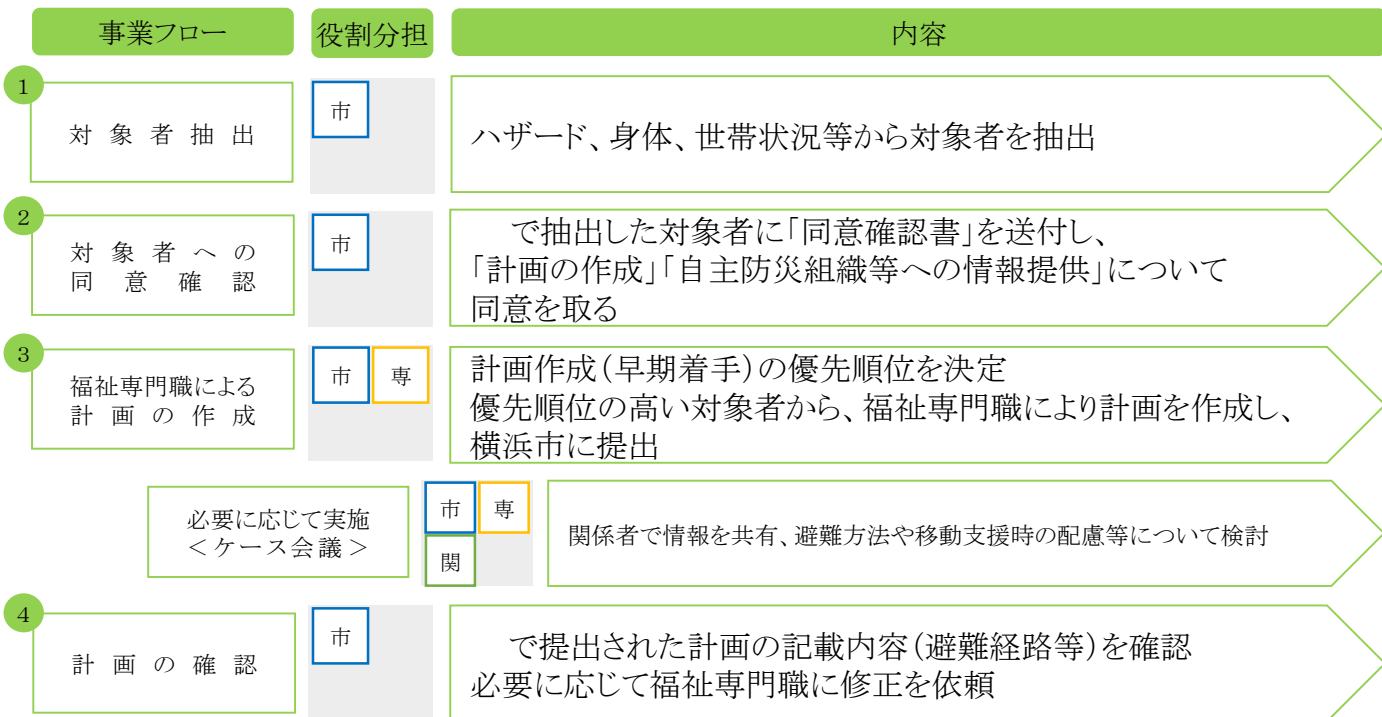


(3) 対象者

次の条件をすべて満たし、個人情報等の同意確認が取れた方

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方
- ③ 独居等で支援者がいない方
- ④ お一人で避難所等に移動することが困難な方

<個別避難計画作成の流れ> 横浜市 = 市 福祉専門職 = 専 関係機関 = 関



5 ご協力をお願いしたいこと

上記の対象者と方法で、市において個別避難計画作成の作成を始めることを御承知おきください。また、以下の内容について、できる範囲でのご協力をお願いいたします。

(1) 問合せ先のご案内(上記<個別避難計画作成の流れ> ②)

対象者への「同意確認書」の送付は9月下旬から10月上旬を予定しています。

対象者から「同意確認書」に関するご相談があった場合は、「同意確認書」に記載されている問合せ先をご案内いただきますようお願いいたします。

(2) ケース会議へのご参加(上記<個別避難計画作成の流れ> ③ の下)

個別避難計画の作成にあたり、関係者間で情報を共有し、災害時に本人が避難するために必要な配慮等について検討する会議を実施する場合があります。その際は、会議への参加を依頼させていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 災害時要援護者支援の取組推進

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。

各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

【担当】

横浜市健康福祉局福祉保健課

電話：045-671-4056

Mail：kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp